

瀬戸市告示第 17 号

平成 23 年瀬戸市告示第 13 号（瀬戸市道路占用料条例第 7 条及び瀬戸市公共用物の管理に関する条例第 10 条に規定する占用料の減免について）の一部を次のように改正し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

平成 26 年 3 月 28 日

瀬戸市長 増岡 錦也

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
占用物件の種類	区分	減免率	占用物件の種類	区分	減免率
地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 6 条に規定する公営企業（以下「公営企業」という。）に係るもの		100 分の 100	<u>道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 35 条に規定する事業（道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）第 18 条に規定するものを除く。）及び地方財政法（昭和 23 年、法律第 109 号）第 6 条に規定する公営企業（以下「公営企業」という。）に係るもの</u>		100 分の 100
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>